

第19回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

当連結会計年度の事業状況
財産および損益の状況の推移
連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

株式会社エアトリ

当連結会計年度の事業状況

わが国経済は、物価上昇、アメリカの政策動向、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるものの、雇用・所得環境が改善する下で緩やかに回復しています。

当社グループは、2024年9月期より開始した上場後の第3ステージ「エアトリ“次のステージへ”」が継続し、中長期成長戦略「エアトリ5000」及び成長戦略「エアトリ2025」のもと、エアトリ旅行事業の成長鈍化があるものの堅調に利益の積み上げを継続しております。

今後、国内旅行需要及び海外旅行需要の増減にあわせた戦略的なマーケティング投資の継続、UI/UX改善による利便性の向上と各種プロモーションを実施することで収益を拡大するとともに、旅行事業以外の既存事業の成長継続と更なる事業ポートフォリオ構築を推進し、エアトリグループは戦略的に「エアトリ経済圏」を構築・強化してまいります。

【連結業績】

売上収益	28,104百万円	(前期比5.8%増)
営業利益	3,099百万円	(前期比30.8%増)
税引前当期利益	3,029百万円	(前期比58.6%増)
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,779百万円	(前期比11.6%減)

当連結会計年度における売上収益では、オンライン旅行事業では旅行需要回復による堅調な増益により前年同期比12.7%増の27,744百万円となり、ITオフショア開発事業では前年同期比88.5%減の14百万円となりました。投資事業では、前年同期比80.7%減の345百万円となりました。以上より、当連結会計年度における売上収益は、前年同期比5.8%増の28,104百万円となりました。

当連結会計年度における営業利益では、オンライン旅行事業におけるさらなる成長鈍化がある一方、投資事業（エアトリCVC）が利益を底上げしたことによる増益効果がありました。オンライン旅行事業では前年同期比328百万円増の営業利益4,477百万円、ITオフショア開発事業では前年同期比121百万円増の営業損失106百万円、投資事業では前年同期比141百万円増の営業利益104百万円となりました。以上より、当連結会計年度における営業利益は前年同期比30.8%増の3,099百万円となりました。

【セグメント業績】

(オンライン旅行事業)

売上収益	27,744百万円	(前期比12.7%増)
セグメント利益	4,477百万円	(前期比7.9%増)

1. エアトリ旅行事業

当社は創業当時からオンラインに特化した旅行会社として、お客様へ便利なサービスを提供してまいりました。3つの強みである「仕入れ力」「多様な販路」「システム開発力」を主軸として、以下のサービスを展開しております。

①BtoCサービス(自社直営)分野

当社は業界最大規模の国内航空券取扱と各航空会社、東日本旅客鉄道との提携等で、強い競争力を実現しています。国内・海外旅行コンテンツを簡単に比較・予約出来るサイト「エアトリ」を運営しております。サイトの使いやすさに一層こだわりお客様に最適な旅の選択肢を届けます。

②BtoBtoCサービス(旅行コンテンツ OEM提供)分野

国内航空券・旅行、海外航空券・ホテル商材を、他社媒体様へ旅行コンテンツとして提供をさせていただいております。コンテンツのラインナップを増やすことにより、媒体ユーザー様の顧客満足度向上の一助となります。

2. 訪日旅行事業・Wi-Fiレンタル事業

エアトリの子会社である株式会社インバウンドプラットフォームにおいて、訪日旅行事業を展開しております。訪日旅行客向けのWi-Fiルーターレンタル・モバイル通信サービスを主軸に、訪日・在留外国人向け移動・生活関連サービス、キャンピングカーレンタルサービス等を展開しており、外国人の方々のニーズに対するサービス拡大を図ります。

3. メディア事業

「伝えたいことを、知りたい人に」を理念とする当社子会社である株式会社まぐまぐと連携し、世界中からクリエイター等のコンテンツを集め、その情報に価値を感じる人の手元に届ける仕組みを開発・提供しています。無料・有料メールマガジン配信サービスの「まぐまぐ!」をはじめ、コンテンツを発掘し、数多くの知りたい人に届けることができるWEBメディア「MAG2 NEWS」「MONEY VOICE」「TriP EDITOR」「by them」の運営を行なっています。

4. 地方創生事業

エアトリの子会社である株式会社かんざし及び株式会社エヌズ・エンタープライズにおいて、地方創生事業を展開しております。人材不足やオーバーツーリズム等の社会課題の解決を、「観光テック」×「HRテック」を軸としたソリューション展開で実現し、交流人口拡大と地域経済の活性化を目指しております。

5. クラウド事業

エアトリの子会社である株式会社かんざしにおいて、クラウド事業を展開しております。宿泊プラン一括管理ツール「かんざしクラウド」やキャンセル料回収自動化ツール「わきざしクラウド」をはじめ、「くちこみクラウド」、「ぜにがたク

クラウド)、「クラウド転送シャシーン」、「ばんそうクラウド」などの宿泊・飲食業界の業務効率改善に向けたクラウドサービスを中心に展開し、旅館・ホテル・地場企業などに最も必要とされる企業になることを目指しております。

6. マッチングプラットフォーム事業

エアトリの子会社である株式会社GROWTHにおいて、マッチングプラットフォーム事業を展開しております。

「お客様の期待や想像を超える価値を提供し続ける」企業が求める業務内容や範囲・スキルに即した最適なマーケティング人材を紹介することで、企業のマーケティング課題の解決と高品質な価値提供を実現しております。

7. CXOコミュニティ事業

エアトリグループの上場企業、上場準備会社が運営する、完全招待制の経営者コミュニティです。企業の経営層が集う場として定例会・勉強会・2,000名規模の大型ベンチャーイベント等を開催し、企業の「縁」を結びます。エアトリグループだからこそ、他のコミュニティでは学べないナレッジを提供しております。

8. HRコンサルティング事業

エアトリの子会社である株式会社ノックラウンは、「世界中の人々に自分と向き合うきっかけを与え続ける」を企業理念に掲げ、スタートアップ・ベンチャー企業向けの採用支援サービス「Recboo」を中心に展開し、採用支援事業を行っております。「Recboo」は、「採用にスピードを、組織にパワーを。」をコンセプトに掲げ、急成長ベンチャー企業が求める即戦力・ハイレイヤー採用に特化したダイレクトリクルーティング運用のプロ集団です。優秀な人材を多く採用し、組織を急成長させていく必要がある企業に対し、幅広い分野で豊富な採用実績を有する専門家たちを専用の採用チームとして派遣し、戦略から採用実務まで一貫して採用活動の支援を行います。

9. レンタカー事業

エアトリの子会社であるミナト株式会社は、「ホテル以上のホスピタリティを大切に、沖縄と一体になって楽しんでもらえる車をご提供する」ことをビジョンに掲げ、沖縄にてレンタカー事業「沖縄オープンレンタカー」の運営をしております。

当連結会計年度におけるオンライン旅行事業セグメントの売上収益は27,744百万円、セグメント利益は4,477百万円となりました。

(ITオフショア開発事業)

売上収益	14百万円	(前期比88.5%減)
セグメント利益	△106百万円	(前期比121百万円増)

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイにて、主にEコマース・Webソリューション・ゲーム・システム開発会社等を顧客として、ラボ型開発サービスを提供しております。

当連結会計年度におけるITオフショア開発事業セグメントの売上収益は14百万円、セグメント損失は106百万円となりました。

(投資事業)

売上収益	345百万円	(前期比80.7%減)
セグメント利益	104百万円	(前期比141百万円増)

投資事業では、成長企業への投資育成を行い、投資先企業との協業等によるシナジーを追求すると共に、投資先の成長や上場等に伴うキャピタルゲイン獲得を目指しています。

当連結会計年度においては、投資先を145社まで拡大しております。

当連結会計年度における投資事業セグメントの売上収益は345百万円、セグメント利益は104百万円となりました。

財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2022年9月期)	第17期 (2023年9月期)	第18期 (2024年9月期)	第19期 (2025年9月期)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益 (百万円)	13,589	23,386	26,571	28,104
営業利益 (百万円)	2,243	2,018	2,368	3,099
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,712	1,274	2,013	1,779
基本的1株当たり当期利益 (円)	77.38	57.32	89.97	79.47
資産合計 (百万円)	24,135	30,586	28,803	32,147
資本合計 (百万円)	9,908	13,287	14,731	16,509
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	410.93	548.73	610.78	671.08

- (注) 1.当社は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しています。
2.各区分の名称は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した用語に基づくものです。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2022年9月期)	第17期 (2023年9月期)	第18期 (2024年9月期)	第19期 (2025年9月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高 (百万円)	9,558	17,014	19,384	19,306
経常利益 (百万円)	525	2,428	2,321	2,197
当期純利益 (百万円)	892	2,774	2,018	1,254
1株当たり当期純利益 (円)	40.33	124.81	90.15	55.99
総資産 (百万円)	14,739	19,318	21,555	22,312
純資産 (百万円)	6,092	9,376	10,682	11,717
1株当たり純資産額 (円)	274.11	419.04	477.03	513.62

連結財政状態計算書

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	23,677	流 動 負 債	12,363
現金及び現金同等物	12,112	営業債務及びその他の債務	5,297
営業債権及びその他の債権	2,834	有利子負債	1,513
その他の金融資産	5,960	その他の金融負債	248
棚卸資産	119	リース負債	255
その他の流動資産	2,650	未払法人所得税	316
非 流 動 資 産	8,469	その他の流動負債	4,732
有形固定資産	586	非 流 動 負 債	3,274
使用権資産	1,251	有利子負債	1,619
のれん	1,503	リース負債	1,045
無形資産	1,711	その他の金融負債	280
持分法で会計処理されてい る投資	984	引当金	75
その他の金融資産	2,307	繰延税金負債	109
その他の非流動資産	16	その他の非流動負債	143
繰延税金資産	107	負 債 合 計	15,638
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	15,250
		資本金	1,805
		資本剰余金	4,050
		利益剰余金	9,737
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	△342
		非支配持分	1,259
		資 本 合 計	16,509
資 産 合 計	32,147	負 債 ・ 資 本 合 計	32,147

連結損益計算書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	28,104
売上原価	△11,984
売上総利益	16,120
販売費及び一般管理費	△12,586
投資損益	17
持分法による投資損益	△23
その他の収益	195
その他の費用	△624
営業利益	3,099
金融収益	32
金融費用	△102
税引前当期利益	3,029
法人所得税費用	△1,075
当期利益	1,954
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,779
非支配持分	174

連結持分変動計算書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	合計		
当期首残高	1,789	4,000	8,178	△0	△238	13,728	1,003	14,731
当期利益			1,779			1,779	174	1,954
その他の包括利益					△271	△271	△2	△274
当期包括利益			1,779		△271	1,508	171	1,679
剰余金の配当			△223			△223	△52	△276
新株発行	16	16				32		32
支配継続子会社に対する 持分変動		30				30	119	149
連結範囲の変動に伴う子 会社剰余金の増加高			3			3		3
新株予約権の発行					156	156		156
株式報酬取引					6	6		6
振替及びその他の変動に よる増加(減少)		4			5	9	16	25
所有者との取引額等合計	16	50	△220		167	13	83	97
当期末残高	1,805	4,050	9,737	△0	△342	15,250	1,259	16,509

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

EVOLABLE ASIA CO., LTD
株式会社まぐまぐ
株式会社エヌズ・エンタープライズ
株式会社インバウンドプラットフォーム
株式会社かんざし
株式会社GROWTH
株式会社エアトリCX0サロン
株式会社ノックラーン
ミナト株式会社
株式会社かもめ
株式会社NAYUTA

主な連結子会社の変動

- ・株式会社エアトリCX0サロン：事業開始
- ・株式会社ノックラーン：株式取得
- ・ミナト株式会社：株式取得
- ・株式会社かもめ：株式取得
- ・株式会社NAYUTA：株式取得

(1) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 7社

主要な会社の名称

- ・株式会社ハイブリッドテクノロジーズ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

特記すべき主要な会社等はありません。

(3) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社GROWTHの決算日は4月30日、株式会社エアトリCX0サロンは8月31日、株式会社ノックラーンは2月28日、ミナト株式会社は6月30日、株式会社NAYUTAは11月30日であり、在外子会社1社及び国内子会社1社の決算日は3月31日、国内子会社2社の決算日は2月28日、国内子会社1社の決算日は7月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。尚、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

①金融商品

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）を適用しております。金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者となった時点で認識しております。

非デリバティブ金融資産

当社グループは、通常の方法によるすべての非デリバティブ金融資産の売買は、原則として約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内の資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

ア. 非デリバティブ金融資産の分類及び測定

当社グループは、すべての非デリバティブ金融資産を当初認識時に公正価値で測定し、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しております。

a. 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失は当期の純損益として測定しております。

b. FVTOCI金融資産

i. FVTOCI負債性金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす負債性金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成する事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

FVTOCI負債性金融資産は、当初認識後の公正価値の変動(減損損失を除く。)をその他の包括利益において認識し、その累計額は認識の中止を行う際に純損益に振り替えております。また、利息収益、認識の中止に係る利得又は損失及び減損損失は当期の純損益として認識しております。

ii. FVTOCI資本性金融資産

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI資本性金融資産に指定、分類しております。

FVTOCI資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後の公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に計上しております。また、当該金融資産の認識を中止した場合には、その他の包括利益累計額を直ちに利益剰余金に振り替えております。

FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しております。

c. FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI金融資産に分類されない金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。

FVTPL金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益は純損益として認識しております。

イ. 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI負債性金融資産について、予想信用損失に基づき損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を測定しております。

ウ、認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

移転した金融資産に関して当社グループが創出した又は当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産及び負債として認識しております。

非デリバティブ金融負債

ア、非デリバティブ金融負債の分類及び測定

当社グループは、非デリバティブ金融負債を償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(FVTPL金融負債)に分類しております。

a. 償却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

- ・FVTPL金融負債(デリバティブ負債を含む。)

- ・金融保証契約

- ・企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値に当該金融負債に直接起因する取引費用を減算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

b. FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、純損益として認識しております。

イ、認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しております。

金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しております。

金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格で測定しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して公正価値を測定しております。

②棚卸資産

主として商品からなる棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定しております。棚卸資産の原価は先入先出法により算定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から販売に要するコストを控除して算定しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………取得原価から残存価額を控除した償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「(4)減損 ① 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・建物 : 3年～22年
- ・車両運搬具 : 2年～10年
- ・器具及び備品 : 2年～20年

②無形資産

(のれんを除く) ……………耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能額を見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。償却方法及び見積耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。なお、見積耐用年数を確定できない無形資産はありません。

減損については、「(4)減損 ① 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・ソフトウェア : 5年
- ・顧客関連資産 : 5年

③使用権資産……………使用権資産は、リース開始日から、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定期的に減価償却しております。なお、リース期間は、解約不能期間に加え、リースを延長するオプションが付与されており、借り手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合、その対象期間、リースを解約するオプションが付与されており、借り手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合、その対象期間を合計した期間としております。

(3)のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは、企業結合によるシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんが配分される資金生成単位又は資金生成単位グループについては、のれんが内部管理目的で監視される単位に基づき決定し、集約前のセグメントの範囲内となっております。

減損については、「(4) 減損 ② のれんの減損」に記載の通りです。

(4)減損

① 有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損

当社グループでは、決算日に有形固定資産、使用権資産及び耐用年数が確定できる無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定し、減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益に認識しております。

過年度に減損損失を認識した有形固定資産、使用権資産及び無形資産については、決算日において、減損の戻入れの兆候の有無を判定しております。

減損の戻入れを示す兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを認識しております。

② のれんの減損

当社グループでは、各年度の一定の時期及び配分された資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その差額を減損損失として純損益に認識します。減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

(5)重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

当社グループは、引当金として、主に資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、当社グループが使用するオフィスの賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えて、過去の実績及び第三者の見積り等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。原状回復に係る支出は、主に1年以上経過した後になることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(6)収益認識

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。(IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取リース料を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個のサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定されたサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、それらのサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

取引価格は、顧客への約束したサービスの移転と交換に連結会社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、収益の認識時点において対価の金額が未確定である場合には、契約で定められた一定の算式などに基づいて合理的に対価を見積っています。不確実性が高い、又は合理的な見積りが困難な場合には、取引価格には含めていません。不確実性が低減し、かつ合理的な見積りが可能となる時点で取引価格を見直しております。

当社グループは、主な収益を以下の通り認識しております。

① オンライン販売による手数料収入

当社グループは、航空券等の旅行商材を代理人として手配、提供することで、顧客より販売手数料等を得ております。これらのサービス提供は、サービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であるため、純額で収益を認識しております。

販売手数料等は、航空券の発券時に顧客への履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。なお、リポート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積りと実績に重要な差異が生じない範囲で当該

変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。

なお、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでの販売については、当該ポイントの公正価値を見積り、これを控除した収益を認識しております。

② オンライン販売によるパッケージ収入（航空券＋ホテル等）

当社グループは航空券とホテル等を組み合わせて手配、提供を行うサービスを行っており、総額で収益を認識しております。履行義務は旅行の完了により充足されると判断し、帰着日基準で収益を認識しております。

③ オフショアサービス提供による収益

当社グループは、オフショア開発サービスを提供することで、顧客より労務提供サービス料を得ております。

オフショアサービス提供による収益は、サービス提供期間における稼働実績に応じて認識しております。

④ 投資事業による収益

当社グループは、投資先への投資育成・再生を行うことで、キャピタルゲインやインカムゲインを得ております。

投資事業による収益は、投資（金融資産）を公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動を投資損益として認識しております。また、投資の売却時点において、売却価額を収益として認識しております。

なお、当社グループは、サービスの顧客への移転と顧客による支払の間の期間が1年を超えることが予想される契約はないため、取引価格について貨幣の時間価値は調整しておりません。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社グループの連結計算書類は、各社の機能通貨に基づく財務諸表を基礎に作成しております。

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートにより機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外

貨建非貨幣性項目は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における直物為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産については、換算差額をその他の包括利益に計上しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替レートにより、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き期中の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益として認識しております。

(会計方針の変更)

当社グループが連結計算書類において適用する重要性がある会計方針は、以下を除いて、前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	特約条項付の負債に関する開示の拡充
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示の拡充
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りです。

(1) 金融資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
営業債権及びその他の債権	2,834
その他の金融資産(流動)	5,960
その他の金融資産(非流動)	2,307

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法」に記載した内容と同一です。

(2) 非金融資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の資産種類別内訳

(百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	2
のれん	429
無形資産	101

(注) 減損損失532百万円は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (4) 減損」に記載した内容と同一です。

(3) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	1,503

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (3) のれん」に記載した内容と同一です。

(4)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	107

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる時期及び金額に基づき算定されています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1 資産から直接控除した貸倒引当金 658百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 1,073百万円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 担保資産

(1)担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金 52百万円

有形固定資産 60百万円

(注) 上記の現金及び預金のうち、22百万円は銀行保証に対して担保に供しております。

30百万円は根抵当権を設定しておりますが、当連結会計年度末において対応する債務は637百万円であります。

(注) 上記の有形固定資産は、根抵当権を設定しておりますが、当連結会計年度末において対応する債務は25百万円であります。

(2)担保に係る債務（帳簿価額）

長期借入金

(一年以内返済予定の長期借入金含む) 25百万円

社債

(一年以内償還予定の社債含む) 637百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	22,390,765	50,400	—	22,441,165
合計	22,390,765	50,400	—	22,441,165

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 50,400株

2. 配当に関する事項

(1) 2024年11月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ① 配当金の総額 223百万円
- ② 1株当たり配当額 10円
- ③ 基準日 2024年9月30日
- ④ 効力発生日 2024年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの 2025年11月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ① 配当金の総額 224百万円
- ② 1株当たり配当額 10円
- ③ 基準日 2025年9月30日
- ④ 効力発生日 2025年12月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式及び数

(単位：株)

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式数
第15回新株予約権	普通株式	21,200
合計		21,200

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を実現し、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

持続的成長の実現には、今後、外部資源の獲得等の事業成長に向けた事業投資機会や成長企業への投資を通じて投資先企業との協業等によるシナジー機会が生じた際に、機動的な投資を実施するため、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しております。そのため、当社グループは将来の事業投資に対する財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、営業活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 市場リスク管理

当社グループは、アジアにおいて事業展開を行っており、為替変動リスクに晒されております。また、投資事業において資本性金融商品への投資を行っており、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されております。

外部資源獲得による事業目的及び投資事業における株式を取得する際に、一部、変動金利による資金調達を行っているため、金利リスクに晒されております。

① 為替変動リスク

1) 為替変動リスク管理

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用することがあります。

2) 通貨デリバティブ及びヘッジ

当社グループは、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用することがあり、その際はヘッジの要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。また、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金利変動リスク管理

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しております。

③ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、事業戦略上の目的及び投資事業の一環として上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

(4) 信用リスク管理

当社グループの事業活動から生ずる債権である営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループの保有する有価証券に関しては発行体の信用リスクに晒されております。

当社グループでは、債権の発生を伴う継続的取引を開始する時は取引先ごとに、与信限度額、及び必要に応じて与信期間を設定し、財務部門が管理しております。当社グループは、定期的に取り先の信用調査を行っており、必要な場合には担保取得などの保全措置も講じております。

当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有しておりません。

(5) 流動性リスク管理

当社グループは、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、流動性リスクを管理する究極的な責任は、取締役会から委任を受けたCF0にあります。CF0の指示を受け、当社グループの財務部門が中心となり、適切に余剰金及び銀行からのコミットメントライン及び当座貸越による借入枠を維持し、予算とキャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下の通りです。経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
長期借入金（注）	1,593	1,594
リース負債	1,300	1,287

(注) 長期借入金及びリース負債は、1年内返済予定の残高を含んでおります。長期借入金及びリース負債の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

3. 連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間の振替、およびレベル2とレベル3の間の振替はありません。

公正価値により測定された金融商品
公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	951	-	4,717	5,669
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	1,014	-	260	1,274
その他	-	-	46	46
合計	1,966	-	5,025	6,991

レベル1に分類される市場性のある株式の公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格によっております。

レベル2のデリバティブ金融商品の評価は、取引金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づき算定しております。

レベル3に分類される活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、主に直近ファイナンス実績に基づく取引事例法及び割引キャッシュ・フロー法を使用して測定しております。

なお、重要な観察不能なインプットは、主として割引率及び将来時点における出資先の収益成長率や永久成長率等に基づく利益水準であります。割引率が上昇（低下）した場合は公正価値が減少（増加）し、将来時点における出資先の利益水準が改善（悪化）した場合は公正価値が増加（減少）する関係にあります。取引事例法を用いる場合には、株式種類や取引条件の内容、取引の規模、発行者と投資者との関係等の仮定を考慮し、直近の取引価値が公正価値を表すことを確認しております。

非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、入手可能な直前の数値を用いて四半期ごとに測定し、公正価値の変動の根拠と併せて経営者に報告がなされております。なお、当該公正価値の評価については、外部評価機関の利用が含まれております。

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	4,822
利得(損失)	1
購入	418
売却	△76
上場によるレベル1への振替	△110
その他変動	△30
期末残高	5,025
(注) 利得又は損失のうち、各報告期間の末日時点の純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利得又は損失は連結損益計算書の「投資損益」に計上されております。	

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループは、オンライン旅行事業、ITオフショア開発事業、投資事業の3つの事業ユニットを基本として構成されており、また、事業活動を行う地域を基礎としたエリア別の収益を用いることが適していることから、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象としております。これらのサービスから生じる収益は顧客企業との契約に従い計上しております。

分解した収益とセグメント収益との関連は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	オンライン 旅行事業	ITオフショア 開発事業	投資事業	その他	合計
日本	27,665	2	345	－	28,013
ベトナム	－	12	－	－	12
その他	79	－	－	－	79
合計	27,744	14	345	－	28,104

なお、オンライン旅行事業においては、各顧客との取引開始時点でサービスの対価を決定しておりますが、一定期間の取引数量等に応じたりべート収受する形

態の取引があり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき取引価格を調整しております。当該取引価格においては、収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、変動対価を取引価格に含めております。当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じた負債

(単位：百万円)

前受金	3,460
その他	438
合計	3,898

- (注1) 当連結会計年度の期首現在の前受金残高はすべて、当連結会計年度の収益として認識しております。
- (注2) 旅行商材を手配、提供するサービスのうち、履行義務が期末時点で充足されていないサービスについては、対価を前受金として計上しております。
- (注3) 「その他」は、カスタマー・ロイヤリティー・プログラムに基づく契約負債です。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分	671円08銭
基本的1 株当たり当期利益	79円47銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年10月1日付で、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの大株主であるSoltec Investments Pte.Ltd.との間で当社と同一の議決権行使を行う旨の合意が効力を発し、これにより当社の議決権所有割合が実質的に50%を超えたため、株式会社ハイブリッドテクノロジーズは関連会社から当社の連結子会社となりました。

- ① 合意効力発生日：2025年10月1日
- ② 合意内容　：当社とSoltec Investments Pte.Ltd.が保有議決権を同一に行使する旨の契約
- ③ 子会社化後の議決権支配割合（実質）：65.08%
- ④ 影響見込み：当社の連結業績に与える影響は現時点で精査中であります。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,589	流 動 負 債	9,402
現金及び預金	7,940	買掛金	3,007
売掛金	1,880	短期借入金	900
営業投資有価証券	3,355	1年内返済予定の長期借入金	250
商品及び製品	18	1年内返済予定の長期社債	175
前渡金	1,897	未払金	1,534
前払費用	60	未払費用	125
関係会社短期貸付金	25	未払法人税等	164
未収入金	176	契約負債	2,863
その他	234	預り金	93
固 定 資 産	6,722	賞与引当金	21
有形固定資産	47	株主優待引当金	102
建物	32	その他	163
工具、器具及び備品	14	固 定 負 債	1,192
無形固定資産	1,341	長期借入金	335
ソフトウェア	1,341	社債	462
投資その他の資産	5,334	長期預り保証金	4
投資有価証券	1,193	関係会社事業損失引当金	0
関係会社株式	3,196	その他	389
関係会社出資金	9	負 債 合 計	10,595
関係会社長期貸付金	304	(純 資 産 の 部)	
長期貸付金	361	株 主 資 本	12,015
差入保証金	233	資本金	1,805
長期未収入金	20	資本剰余金	2,132
繰延税金資産	652	資本準備金	1,705
破産更生債権等	33	その他資本剰余金	427
その他	7	利益剰余金	8,077
貸倒引当金	△677	その他利益剰余金	8,077
		繰越利益剰余金	8,077
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	△489
		その他有価証券評価差額金	△489
		新株予約権	190
資 産 合 計	22,312	純 資 産 合 計	11,717
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,312

損 益 計 算 書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,306
売上原価		7,770
売上総利益		11,536
販売費及び一般管理費		9,343
営業利益		2,192
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	5	
その他	52	68
営業外費用		
支払利息	53	
貸倒引当金繰入額	9	
その他	0	62
経常利益		2,197
特別利益		
関係会社株式売却益	89	
関係会社事業損失引当金戻入額	11	
新株予約権戻入益	26	127
特別損失		
関係会社株式評価損	246	
固定資産除却損	59	
減損損失	60	
その他特別損失	36	402
税引前当期純利益		1,922
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	309	668
当期純利益		1,254

株主資本等変動計算書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,789	1,689	427	2,116	7,047	7,047	△0	10,953
新株の発行	16	16		16				32
剰余金の配当					△223	△223		△223
当期純利益					1,254	1,254		1,254
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	16	16		16	1,030	1,030		1,062
当期末残高	1,805	1,705	427	2,132	8,077	8,077	△0	12,015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△272	△272	1	10,682
新株の発行				32
剰余金の配当				△223
当期純利益				1,254
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△217	△217	189	△27
当期変動額合計	△217	△217	189	1,034
当期末残高	△489	△489	190	11,717

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具器具備品 3～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）

5年（社内における利用可能期間）

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

当社は主な収益を以下のとおり認識しております。

① オンライン販売による手数料収入

当社は、航空券等の旅行商材を代理人として手配、提供することで、顧客より販売手数料等を得ております。これらのサービス提供は、サービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であるため、純額で収益を認識しております。

販売手数料等は、航空券の発券時に顧客への履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。なお、リポート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積りと実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。

② オンライン販売によるパッケージ収入（航空券＋ホテル等）

当社は航空券とホテル等を組み合わせて手配、提供を行うサービスを行っており、総額で収益を認識しております。履行義務は旅行の完了により充足されると判断し、帰着日基準で収益を認識しております。

③ 投資事業による収益

当社は、投資先への投資育成・再生を行うことで、キャピタルゲインやインカムゲインを得ております。

投資事業による収益は、投資(金融資産)を取得価額で当初認識し、投資の売却時点において、売却価額を収益として認識しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 株主優待引当金……………株主優待の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金……………関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）にわたって均等償却しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はございません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りです。

(1) 営業投資有価証券及び関係会社株式の回収可能価額

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（百万円）

	当事業年度
営業投資有価証券	3,355

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格又は時価がある株式等は、その時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

また、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

(2)有形固定資産及び無形固定資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
建物	32
工具、器具及び備品	14
ソフトウェア	1,341

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5.会計方針に関する事項 (4)減損 ①有形固定資産、使用権資産及び無形資産の減損」に記載した内容と同一です。

(3)関係会社投融資の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
関係会社株式	3,196
関係会社出資金	9
関係会社貸倒引当金（注）	282
関係会社事業損失引当金	0

（注）関係会社貸倒引当金は、貸借対照表の投資その他の資産「貸倒引当金」に含まれております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び関係会社出資金は市場価格のない株式及び出資金であり、財政状態の悪化により超過収益力を含む実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は損失として計上しております。

また、「注記 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」に記載の通り、関係会社に対する債権については、事業計画、財政状態を基礎として回収可能性を判断し、回収不能と見込んだ金額を貸倒引当金として計上しております。さらに、「注記 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 引当金の計上基準 (4)関係会社事業損失引当金」に記載の通り、関係会社に対する債権を超過する事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

なお、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予

算等の見積りの前提が変化した場合、関係会社株式及び関係会社出資金に対し追加の損失計上が必要となる可能性があり、関係会社貸倒引当金額及び関係会社事業損失引当金額に対し、追加引当又は取り崩しが必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 149百万円 |
| 2. 担保資産 | |
| (1)担保に供している資産 | |
| 現金及び預金 | 30百万円 |
| (注) 上記の現金及び預金は、根抵当権を設定しておりますが、当事業年度末において対応する債務は637百万円であります。 | |
| (2)担保に係る債務(帳簿価額) | |
| 社債 | |
| (一年以内償還予定の社債含む) | 637百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 株式会社かんざしと株式会社GROWTHの金融機関からの借入債務等と株式会社エヌズ・エンタープライズとGiamsoの仕入先からの仕入債務等に対し、保証を行っております。 | |
| 株式会社かんざし | 75百万円 |
| 株式会社GROWTH | 141百万円 |
| 株式会社エヌズ・エンタープライズ | 70百万円 |
| Giamso International Tour Pte ltd. | 538百万円 |
| 株式会社かもめ | 41百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 108百万円 |
| 長期金銭債権 | 20百万円 |
| 短期金銭債務 | 918百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 87百万円 |
| 仕入高 | 9,018百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 904百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | |
| 営業外収益 | 2百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------|------|
| 1. 自己株式に関する事項 | |
| 当事業年度末における自己株式の数 普通株式 | 309株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	722百万円
貸倒引当金	213百万円
営業投資有価証券評価損	173百万円
ソフトウェア	86百万円
投資有価証券	139百万円
その他有価証券評価差額金	225百万円
税務上の繰越欠損金	216百万円
その他	142百万円
繰延税金資産小計	1,918百万円
評価性引当額	△1,266百万円
繰延税金資産合計	652百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社エヌズ・エンタープライズ	（所有） 間接 64.1%	役員兼任 営業取引 債務保証	航空券仕入（注）1	7,817	買掛金	223
				ツアー、及び旅行商品仕入（注）1	1,141	買掛金	91
				債務保証（注）3	70	-	-
子会社	株式会社九州ホテルリゾート	（所有） 直接 99%	役員兼任	資金貸付（注）2, 4	-	関係会社 長期貸付金	220
子会社	株式会社かんざし	（所有） 直接 64.1%	債務保証 売上債権の 代金回収	債務保証（注）3	75	-	-
				売上債権の 代金回収	1,644	未払金	445
子会社	Giamso International Tour Pte ltd.	（所有） 直接 100%	債務保証	債務保証（注）2	538	-	-
子会社	株式会社GROWTH	（所有） 直接 40%	債務保証	債務保証（注）2	141	-	-
子会社	株式会社かもめ	（所有） 直接 100%	債務保証	債務保証（注）3	41	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 航空券、ツアー、及び旅行商品の販売・仕入については一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 関係会社の仕入先からの仕入債務等に対し、当社が保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
4. 株式会社九州ホテルリゾートへの貸付金に対し、合計220百万円の貸倒引当金を計上しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内訳	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	株 式 会 社 ピ カ パ カ (注)1	東京都 中央区	99	法 人 D X 推 進 業	(所有) 直接 19.6%	システム 使用料 (注)2	システム使 用料による 収入	3	-	-
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	株 式 会 社 ピ カ エ カ ジ エ ン ト (注)1	東京都 港区	34	人 材 紹 介 事業	(所有) 間接 19.6%	業務委託 費(注)2	業務委託費 の支払	41	未 払 金	2

(注)1. 取締役会長大石崇徳が議決権の75.2%を所有する会社です。

2. 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を認識するための基礎となる情報は、連結注記表5．会計方針に関する事項
(6) 収益認識に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	513円62銭
1株当たり当期純利益	55円99銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月2日

株式会社エアトリ

取締役会 御 中

三優監査法人

東京事務所

指定社員

公認会計士 米林 喜一

業務執行社員

指定社員

公認会計士 川村 啓文

業務執行社員

指定社員

公認会計士 中西 耕一郎

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エアトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エアトリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年10月1日付で、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの大株主であるSoltec Investments Pte. Ltd. との間で会社と同一の議決権行使を行う旨の合意が効力を発し、これにより会社の議決権所有割合が実質的に50%を超えたため、株式会社ハイブリッドテクノロジーズを連結子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月2日

株式会社エアトリ
取締役会 御 中

三優監査法人

東京事務所		
指定社員	公認会計士	米林 喜一
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	川村 啓文
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	中西 耕一郎
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エアトリの2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として 本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月2日

株式会社エアトリ 監査役会

常勤監査役 坂 田 靖 浩

監査役(社外監査役) 森 田 正 康

監査役(社外監査役) 清 水 勇 希

以 上